

令和6年度

秋田市結婚新生活支援事業補助金

秋田市に住む新婚夫婦を対象に、結婚に伴う住居費用を補助します！



補助金額

1世帯あたり

最大30万円



さらに！

婚姻日の年齢が
夫婦ともに29歳以下なら

最大60万円

対象世帯（主な要件）

- ・婚姻日が令和6年1月1日～令和7年3月31日
- ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の所得を合計した金額が500万円未満

詳しくは裏面のフローチャートでチェック！

申請期間

令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)

- ・申請が令和7年1月以降となる場合は、**令和6年12月27日(金)まで事前相談**をしてください。

※特に、婚姻日や費用の支払日が令和7年3月29日(土)～31日(月)となる場合は、事前相談がないと受付できませんのでご注意ください。

- ・予算が上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、お早めに申請してください。



主な対象費用

令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った以下の費用が対象です

❁ 住居の購入費・建築費

- 建物代のみが対象です。
- 土地代は対象外です。
- 婚姻前に住居を購入・建築した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入、建築した費用が対象です。

❁ 住居のリフォーム費

- 既存の住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の費用が対象です。
- 倉庫、車庫の工事費用、外構(門、フェンスおよび植栽等)の工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用は対象外です。
- 婚姻前にリフォームを実施した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に実施した費用が対象です。

❁ 住居の賃借費(賃料・共益費、敷金、礼金、仲介手数料)

- 賃料・共益費は、**3か月分が上限**です。
※この3か月は、任意の期間で構いません。
※日割りで支払った月は、1か月分とみなします。
- 勤務先から住居手当が支給されている場合は、**手当額を差し引いた額が対象**です。
- 夫婦の一方が住んでいた住居に、婚姻後に他方が入居した場合は、原則、同居開始後に支払った費用が対象です。
※同居開始日は住民登録された日で確認します。
- 婚姻前から同居していた場合は、原則、婚姻後に支払った費用が対象です。

❁ 引越費用

- 引越業者や運送業者へ支払った費用が対象です。
- 不用品の処分費用など引越しと直接関係のない費用は対象外です。
- レンタカーを借りてご自身で引越しを行った場合の費用は対象外です。



※令和5年度に当該補助金の交付決定を受けた世帯のうち、交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯に、その差額を交付する制度もあります。詳しくはお問い合わせください。



対象世帯フローチャート



START

婚姻日は令和6年1月1日から
令和7年3月31日までの間ですか。

【婚姻日】 令和__年__月__日

いいえ

はい

婚姻日の年齢は、
夫婦ともに39歳以下ですか。

【婚姻日の年齢】

夫：__歳、妻：__歳

いいえ

夫婦のうち、令和5年中（R5.1.1
～R5.12.31）に貸与型奨学金を
返済したかたはいますか。

【令和5年中の返済額】

夫：__円

妻：__円

いいえ

はい

令和5年中（令和6年度所得証明
書により確認）の夫婦の所得の
合計金額は500万円未満ですか。

【令和5年中の所得金額】

夫：__円

+妻：__円

=合計：__円

いいえ

夫婦の所得の合計金額から、令和
5年中に返済した奨学金の額を
控除すると、500万円未満ですか。

【再計算額】

所得合計額：__円

-控除額：__円

=再計算額：__円

いいえ

はい

以下すべてに該当しますか。

- 夫婦ともに、対象の住居に住民登録をしている
【住民登録日】 夫：__年__月__日、妻：__年__月__日
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
- 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して秋田市内に居住する意思がある
- 他の公的制度による補助を受けていない（「あきた安心安全住まい推進事業関係補助金」は除く）
- 暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者でない

いいえ

はい

対象となる可能性があります。

申請を希望する場合は、秋田市HP内「申請方法（PDF）」に記載のある
必要書類をご用意のうえ、窓口又は郵送で下記担当へご提出ください。

※申請から交付まで1か月半程度かかりますので、ご了承ください。



◀HPはこちらからどうぞ。
「よくある質問」ページも
是非ご覧ください。

対象となりません。

申請・問合せ先 秋田市役所子ども未来部子ども総務課 総務担当

〒010-8560 秋田市山王1丁目1番1号（本庁舎2階） ☎018-888-5687 ✉ro-chbs@city.akita.lg.jp

HP：<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kyosei-kyodo/1025210.html>